

第171期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

事業報告、計算書類及び連結計算書類

株式会社フジクラ



1 当社グループの現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

はじめに、2018年8月31日に公表いたしました当社製品の一部における品質管理に関わる不適切事案（以下「品質不適切事案」といいます。）について報告いたします。当社は、品質不適切事案の判明を受け、事実確認及び原因究明等を外部の法律事務所に委嘱し、調査結果の報告を受けました。その調査結果を踏まえ、2019年4月25日、これまでの経緯、当社が把握した品質不適切事案の概要、原因及び再発防止策及び取締役の報酬返上について公表いたしました。その概要については、「(2) 対処すべき課題」においてご説明申し上げます。当社は、このような事態を二度と起こさないとの断固たる決意をもって、グループ会社を含めて再発防止策を着実に実行することにより、当社グループにおけるガバナンスの向上と品質管理体制の強化と定着を図り、失った信頼の回復に取り組んでまいります。株主の皆様、お客様をはじめ、多くの関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をお掛けしましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。

2018年度の我が国経済は、第4四半期に輸出や生産の一部に弱さもみられるようになったものの、全体としては緩やかな回復基調で推移しました。しかし、通商問題の動向が世界経済に与える影響や、中国経済の先行き、海外経済の動向と政策に関する不確実性等に留意が必要な経済環境でした。

2018年度の当社グループの業績は、売上高は前年度比4.0%減少の7,107億円、営業利益は同19.4%減少の276億円となりました。

売上面では、エネルギー事業部門は、主に、当社の電線・ケーブル販売を担う連結子会社であった株式会社フジデンの当社所有全株式を譲渡したことにより減収となりました。情報通信事業部門は、光ファイバ事業において増産設備が稼働を開始したことによる増収もありましたが、データセンタ向け光接続部品等の当社主要顧客への売上が減少したため、全体として減収となりました。また、FPC（フレキシブルプリント配線板）及びコネクタを中心とするエレクトロニクス事業と、自動車用ワイヤハーネスを中心とする自動車電装事業は、それぞれ主要顧客向けで需要減となったことで減収となりました。

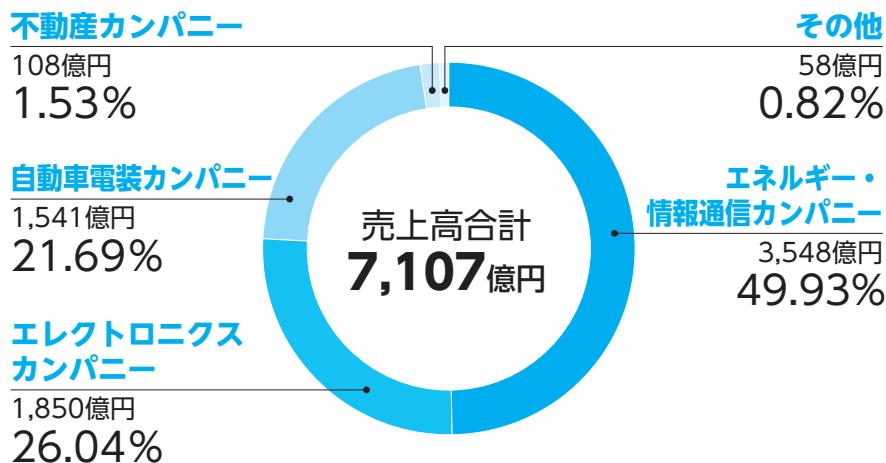
利益面では、光ファイバ増産設備の稼働開始といった増益要因もありましたが、バングラデシュにおける送電網EPC事業（注）での設計遅延等によるコスト増、データセンタ向け光接続部品等の当社主要顧客への売上の減少、並びにFPCの需要減などが営業利益の減益要因となりました。

経常利益は、営業外収益44億円及び営業外費用110億円を計上し、前年度比38.4%減少の210億円となりました。

特別利益は、政策保有株式その他の投資有価証券売却益、及び不振であった海外子会社の光スイッチ事業の譲渡益など合計57億円を計上しました。一方、特別損失は、ブラジルにおけるEPC事業推進のために設立した現地子会社の業績不振による事業縮小に伴う出資金評価損などの損失101億円、国内外の拠点整理等にかかる事業構造改善費用17億円、及び品質不適切事案に係る損失17億円など合計162億円を計上しました。これらの結果、親会社株主に帰属する当期純利益は前年度から169億円減少の14億円となりました。

（注）EPC事業とは、電線・ケーブルの供給並びに敷設工事の設計及び施工を一体として提供する事業を言います。（Engineering：設計、Procurement：調達、Construction：建設）

各カンパニーの概況



(単位：億円)

事業区分等	期	第170期 2017年度	第171期 (当期) 2018年度	増	減
エネルギー・情報通信カンパニー		3,701	3,548	△	152
エレクトロニクスカンパニー		1,959	1,850	△	109
自動車電装カンパニー		1,570	1,541	△	29
不動産カンパニー		109	108	△	0
その他の他		59	58	△	0
合計		7,400	7,107	△	292

第171期 (当期) より、従来「エネルギー・情報通信カンパニー」に含めていた特殊用途の光ファイバ製品にかかる一部の事業を「その他」に変更しました。第170期についても変更後の区分で記載しています。

エネルギー・情報通信カンパニー

主要な事業内容

産業用、送電・配電用、通信用など多種多様な電線やケーブル及び機器類並びに光ネットワーク構築のための光ファイバ・ケーブルや各種製品を提供しています。

産業用電線、通信用メタルケーブル、架空送電線、OPGW（光ファイバ複合架空地線）、配電線、電力用ケーブル、電線・電力ケーブル用接続部品、巻線、光ファイバ・ケーブル、光コネクタ等の接続用部品、光デバイス、光融着接続機、光線路監視システム、光伝送機器、光配線システム、関連工事



売上高は、前年度比4.1%減少の3,548億円、営業利益は同20.5%減少の177億円となりました。

エネルギー事業部門では、主に、2018年1月に当社の電線・ケーブル販売を担う連結子会社であった株式会社フジデンの当社所有全株式を譲渡したこと、配電ケーブルにおいて競争が激化する中、選択受注したこと、及びメタルケーブルにおいて海外で市場が縮小するとともに競争が激化したことにより、売上高は前年度比4.2%減少の2,039億円となりました。利益面では、バングラデシュにおける送電網EPC事業で設計過誤や資材費高騰により受注時の見込みからコストが増加したこともあり減益となりました。

情報通信事業部門では、光ファイバの増産設備が稼働を開始したことにより、光ファイバ事業が増収・増益となりました。しかし、データセンタ向けや通信事業者向け光接続部品及び光ファイバ・ケーブルの当社主要顧客への売上が落ち込んだことにより、売上高は、前年度に比べ4.1%減少の1,508億円となりました。利益面では、これに加え、光融着接続機について、汎用機の販売が堅調であったものの、高機能機の需要が低迷し、減益となりました。

エレクトロニクスカンパニー

主要な事業内容

デジタル家電、携帯機器向けなどの電子機器用部品等を提供しています。

FPC、コネクタ、電子ワイヤ、HDD用部品、センサ、ヒートパイプ、メンブレンスイッチ



売上高は前年度比5.6%減少の1,850億円、営業利益は同20.3%減少の83億円となりました。

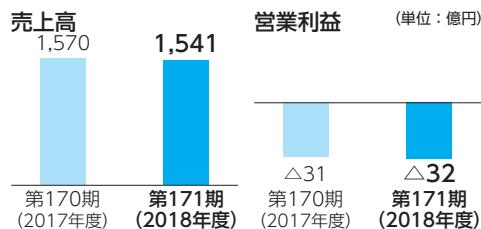
FPC、コネクタとも、主要顧客の2018年度モデルのスマートフォン向けの需要が第4四半期に急減し、減収・減益となりました。

自動車電装カンパニー

主要な事業内容

各種自動車用部品を提供しています。

ワイヤハーネス、電装品



売上高は、前年度比1.9%減少の1,541億円、営業利益は前年度と同規模の32億円の営業損失を計上することとなりました。

売上面は、北米向け及び欧州向けにおいて、新車種向け製品の立ち上げにより売上が増加しましたが、中国向けで需要が減少し、全体としては減収となりました。利益面では、2017年度に大幅な減益要因となった欧州向け事業について、他の拠点への生産移管による負荷の低減、労働条件改善による労働力の安定化及び作業員の技能向上による生産性向上と品質安定化に取り組んだ結果、欧州向け事業のコストは改善されました。しかし、中国及び国内の顧客の需要が急減したこともあり、前年度に引き続き営業損失を計上することとなりました。

不動産カンパニー

主要な事業内容

「深川ギャザリア」の運営によるビル賃貸事業を行っています。



売上高は前年度比0.7%減少の108億円でしたが、修繕コスト等が増加したことにより、営業利益は同8.7%減少の50億円となりました。

2. 対処すべき課題

①コーポレートガバナンスの強化

当社は、取締役会から業務執行取締役への大幅な権限移譲による機動的かつ効率的な事業運営の強化、及び全社に関わる重要案件について充実した審議のできる取締役会を目指し、2017年6月に、監査等委員会設置会社にて機関設計を変更いたしました。

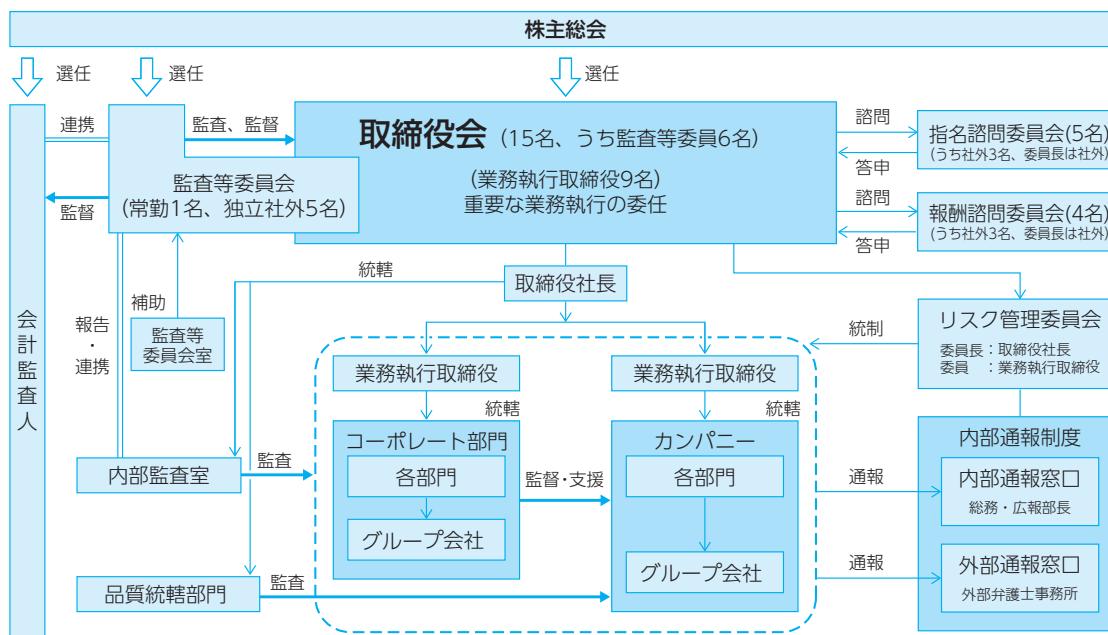
機関設計変更から2年が経過しましたが、東欧での自動車電装事業、ブラジルやバングラデシュでのEPC事業における多額の損失発生、更に品質不適切事案の判明など多くの課題を抱えており、当社は上記の機関設計変更の目的を達成するための体制見直しの途上にあります。

当社といたしましては、事業運営上の損失発生に対する反省を踏まえ、リスクの想定及び分析・深掘りやリスク発現時に迅速な対応を可能とするための仕組みづくり、損失発生時の責任の明確化など、業務執行側の体制の見直しを進めております。さらに、事業運営上のリスクに対して全社的な監査・監督機能を強化するために、内部監査部門を取締役社長の直轄組織とし、独立性を確保するとともに、増員や教育訓練を実施することとしました。一方、取締役会における監督機能の強化として、本株主総会において当社経営から独立した立場の社外取締役の増員をご提案しています。

ご参考

上記見直し後の当社のガバナンス体制

なお、図中の取締役の人数は第171期定時株主総会の提案議案に基づく人数です。



②当社製品の品質管理に関わる不適切事案への対応（経緯、原因分析及び再発防止策）

2018年8月31日付で公表いたしました品質不適切事案を受け、当社としてこのような事態を二度と起こさないとの断固たる決意をもって、再発防止策の徹底及び失った信頼の回復に取り組んでまいります。

<経緯>

当社は、他社における品質問題の公表を契機として、2017年10月に当社グループ全体において外部法律事務所への依頼によるものを含む合計3回の自主点検を行い、その過程においてJIS製品について認証維持審査における品質管理体制の変更手続き上の不備や、汎用的に使用される製品について品質不適切行為が確認されたため、2018年8月31日付で品質不適切事案を公表しました。

同公表後に行った外部法律事務所による調査では、同事務所のガイドラインに従って、直前1年間の全ての記録、帳票類について公的規格や製品仕様等との整合性、及び実際の検査結果とお客様等に提出した検査成績書等の記載との整合性を確認しました。あわせて、弁護士によるヒアリングや専門業者による電子データの収集・分析及び弁護士による精査等を行いました。あわせて、外部法律事務所を申告窓口とした品質不適切事案専用のホットラインを開設して情報収集を行いました。

<外部法律事務所による調査結果>

1) 調査実施期間

2018年9月から2019年4月まで

2) 品質不適切行為が確認された品種等

送配電用電線・部品・部材、産業用電線、通信用ケーブル・部品 等（75品種）

3) 品質不適切行為の類型と件数

一部の検査項目の未実施、頻度不足	47件
仕様書、品質管理工程図との齟齬	20件
試験・検査書類に実際と異なる結果の記載	68件
製造方法変更の事前申請漏れ	17件
合計	152件

4) 品質不適切行為が確認された拠点

15拠点（当社4拠点、子会社11社）

5) 品質不適切行為が確認された期間

1986年10月から2019年3月まで

6) 品質不適切行為が確認された製品をご使用になっているお客様

99社（汎用品を使用されているお客様等を除く）

<お客様への説明及び安全性の確認>

品質不適切事案に関するお客様への説明及び対応を順次進めており、大半のお客様から製品の性能・健全性・安全性について確認を完了又は問題ない旨の見解を頂いています。

<品質不適切行為の原因>

当社では、品質不適切行為に至った原因は以下のとおりであると分析しています。

- 1) 品質保証部門の機能不全
- 2) お客様要求仕様への安易な合意
- 3) 品質に関するコンプライアンス意識の不足
- 4) 上司による監督機能の不全
- 5) 収益確保を優先する風土
- 6) 全社ガバナンス体制の脆弱性

<再発防止策>

当社では、本件調査を行った外部法律事務所の提言を受け、リスク管理委員会、経営執行会議での討議及び取締役会での議論により、以下の再発防止策を策定しました。

1) ガバナンス改革

品質コンプライアンスの確保をグループ全体で徹底するため、各カンパニーに帰属する品質保証部門を全社統括組織に統合するとともに、取締役社長直轄組織として独立性を確保しました。

あわせて人事管理、管理職の責任と権限の明確化や増員による体制強化、教育訓練の強化等を実施しています。

2) 品質コンプライアンス意識の向上

品質コンプライアンスを常に優先事項とすべきこととする風土の刷新と定着を図るため、当社の品質管理方針の見直しや、当社グループの全従業員を対象とした意識調査アンケート、経営トップと現場従業員との対話を通じた意識改革及び研修の定期実施などを行うこととしました。

上記に加え、品質不適切事案の風化を防ぐための研修プログラムの整備や内部通報制度の活用周知を行ってまいります。

③2019年度の経営計画と各カンパニーの重点課題

2019年度の連結の事業計画は、売上高6,900億円（前年度比2.9%減）、営業利益280億円（同1.2%増）、経常利益270億円（同28.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は前年度から105億円増益の120億円としました。

株主の皆様への利益還元は、配当性向20%を目処とする方針通り、1株当たりの配当は2018年度から2円減配の年10円（中間配当、期末配当とも5円）としました。

『エネルギー・情報通信カンパニー』

エネルギー事業部門では、既存の電線・ケーブル関連において、事業の継続に必要な収益を確保できる体制とするためのコスト構造に踏み込んだ改革を引き続き進めてまいります。また、新興国において進めてきた海外EPC事業について、2018年度中に大きな損失を計上したことに鑑み、EPC事業の在り方を改めて検討してまいります。

情報通信事業部門では、2019年度は中国で光ファイバの需要停滞と価格低下が見込まれる一方、北米等では需要は引き続き堅調であると見込んでいます。当社といたしましては、北米等の堅調なマーケットでの事業強化に向け、軽量・細径で施工費用削減可能な当社の戦略商品「Spider Web Ribbon®」[Wrapping Tube Cable™]の拡販に努めてまいります。

『電子電装・コネクタカンパニー』

本年4月1日付で、FPCやコネクタを中心としたエレクトロニクスカンパニーと自動車用ワイヤハーネスを中心とした自動車電装カンパニーを統合して、「電子電装・コネクタカンパニー」としました。自動車事業は100年に一度の革新期にあり、電気自動車をはじめとした新エネルギー車の需要拡大と、自動車の電子化・情報化がいっそう伸展するものと見込まれます。当社のエレクトロニクスカンパニーの製品・技術は進化する自動車への適用可能性が高く、これまで自動車用ワイヤハーネス事業において培ってきた事業基盤と融合することで、お客様により高い価値の提供を可能とする新たなビジネスを創出することができると判断いたしました。この新しい事業体制により、いっそうの成長を目指してまいります。

エレクトロニクス関連の事業部門では、スピーディな対応を通じて戦略顧客との関係の深化を図りつつ効果的に設備投資を実行してまいります。また、この事業における当社の強みであり、事業運営上の最重点としてきた品質確保にさらに磨きをかけながら、競争力強化に向けて歩留りの向上と製造及び検査工程の自動化促進による省人化で更なる生産性向上を図ってまいります。

自動車電装部門では、欧州では、マネジメント不備による生産体制の混乱などにより悪化した事業の再建を進めており、製造拠点の統廃合及び北アフリカへの移管による利益確保を図ります。アジアでは、日本国内及び中国向けの需要急減を受け、固定費削減のための事業構造改革に取り組んでまいります。

3. 当社グループの設備投資の状況

当期は総額557億円の設備投資を実施しました。主要なものは次のとおりです。

『エネルギー・情報通信カンパニー』

光ファイバの旺盛な需要による受注拡大への対応として生産能力を拡大するための設備投資を行いました。

光ファイバ・ケーブルの戦略商品である「Spider Web Ribbon®」及び「Wrapping Tube Cable™」の生産拡大のために設備の増強を行いました。

『エレクトロニクスカンパニー』

タイ王国や中国等において、高機能化の進むスマートフォンの新モデル向けの受注体制の整備及び高機能化に追随した製造設備の導入並びに生産性改善のための設備投資を行いました。

『自動車電装カンパニー』

モロッコ王国において電気自動車用ワイヤハーネスの新規受注に向けた設備投資を行いました。

4. 当社グループの資金調達等についての状況

① 資金調達の状況

主要取引金融機関と総額300億円の短期貸出コミットメントライン契約を締結いたしました。なお、当期末における借入実行残高はありません。

② 主要な借入先及び借入額

(単位：百万円)

借入先	当期末借入金残高
株式会社三井住友銀行	57,323
株式会社三菱UFJ銀行	23,898
株式会社みずほ銀行	22,282
三井住友信託銀行株式会社	20,212
株式会社静岡銀行	14,906
三井住友銀行（中国）有限公司	8,860
シンジケート・ローン	41,350

(注) シンジケート・ローンは、株式会社三井住友銀行をアレンジャーとするシンジケート団からの借入です。

5. 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第168期 (2015年度)	第169期 (2016年度)	第170期 (2017年度)	第171期 (当期) (2018年度)
売上高	678,528	653,795	740,052	710,778
経常利益	24,629	32,555	34,122	21,020
親会社株主に帰属する当期純利益	11,317	12,900	18,359	1,453
1株当たり当期純利益	36円98銭	44円61銭	64円36銭	5円09銭
純資産	217,981	224,546	241,961	240,910
総資産	552,678	588,626	638,055	638,318

6. 当社グループの主要な事業内容

『エネルギー・情報通信カンパニー』

産業用、送電・配電用、通信用など多種多様な電線やケーブル及び機器類並びに光ネットワーク構築のための光ファイバ・ケーブルや各種製品を提供しています。

産業用電線、通信用メタルケーブル、架空送電線、OPGW(光ファイバ複合架空地線)、配電線、電力用ケーブル、電線・電力ケーブル用接続部品、光ファイバ・ケーブル、光コネクタ等の接続用部品、光デバイス、光融着接続機、光線路監視システム、光伝送機器、光配線システム、関連工事

『エレクトロニクスカンパニー』

デジタル家電、携帯機器向けなどの電子機器用部品等を提供しています。

FPC、コネクタ、電子ワイヤ、HDD用部品、センサ、ヒートパイプ、メンブレンスイッチ

『自動車電装カンパニー』

各種自動車用部品を提供しています。

ワイヤハーネス、電装品

『不動産カンパニー』

「深川ギャザリア」の運営によるビル賃貸事業を行っています。

7. 当社グループの主要拠点（名称及び所在地）

- ◇当社 本 社 東京都江東区
 営業所 関西支店（大阪府）、中部支店（愛知県）
 工 場 佐倉事業所（千葉県）、鈴鹿事業所（三重県）、沼津事業所（静岡県）
 研究所 先端技術総合研究所（千葉県）
- ◇子会社 ㈱フジクラ・ダイヤケーブル（東京都）、西日本電線㈱（大分県）、米沢電線㈱（福島県）、America Fujikura Ltd.（米国）、Fujikura Electronics (Thailand) Ltd.（タイ王国）、藤倉電子（上海）有限公司（中国）、第一電子工業（上海）有限公司（中国）、フジクラ電装㈱（山形県）、Fujikura Automotive Europe S.A.U.（スペイン）、Fujikura Automotive America LLC.（米国）

8. 当社グループの使用人の状況（2019年3月31日現在）

事業区分等	従業員数（名）
エネルギー・情報通信カンパニー	11,564（ 1,414）
エレクトロニクスカンパニー	13,498（ 6,559）
自動車電装カンパニー	30,861（ 6,857）
不動産カンパニー	10（ 24）
本社・その他	1,295（ 248）
合 計	57,228（ 15,102）

（注）（ ）は平均臨時従業員数（外数）です。

9. 重要な子会社の状況

当社の重要な子会社の概要は以下のとおりであり、それぞれ記載の製品の製造・販売等を行っています。なお、当社連結子会社は102社、持分法適用会社は9社です。

会社名	資本金 出資比率	主要な事業内容
(株)フジクラ・ダイヤケーブル	資本金 5,400百万円 出資比率 60.0%	電線・ケーブル
西日本電線(株)	資本金 960百万円 出資比率 60.8%	電線・ケーブル、光ケーブル
米沢電線(株)	資本金 400百万円 出資比率 94.9%	電線・ケーブル
America Fujikura Ltd.	資本金 202百万USドル 出資比率 100.0%	OPGW、光ケーブル、光融着接続機、光接続部品、通信関連工事
Fujikura Electronics (Thailand) Ltd.	資本金 11,552百万タイバーツ 出資比率 100.0%	FPC、電子部品
藤倉電子（上海）有限公司	資本金 97百万人民元 出資比率 100.0%	FPC
第一電子工業（上海）有限公司	資本金 102百万人民元 出資比率 100.0%	コネクタ
フジクラ電装(株)	資本金 1,772百万円 出資比率 100.0%	自動車用ワイヤハーネス
Fujikura Automotive Europe S.A.U.	資本金 10百万ユーロ 出資比率 100.0%	自動車用ワイヤハーネス
Fujikura Automotive America LLC.	資本金 3百万USドル 出資比率 100.0%	自動車用ワイヤハーネス

2 株式に関する事項 (2019年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 1,190,000,000株
2. 発行済株式の総数 295,863,421株 (自己株式9,453,051株を含む。)
3. 株主数 36,623名 (前期末比7,626名増)
4. 大株主

(単位：千株、%)

株主名	所有株式数	出資比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	31,320	10.94
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	20,723	7.24
三井生命保険株式会社	10,192	3.56
株式会社三井住友銀行	8,456	2.95
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (三井住友信託銀行退職給付信託口)	6,777	2.37
D O W A メ タ ル マ イ ン 株 式 会 社	6,563	2.29
株式会社静岡銀行	5,788	2.02
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	4,676	1.63
フジクラ従業員持株会	4,627	1.62
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	4,562	1.59

- (注) 1. 上記所有株式数は株主名簿に基づき記載しています。
2. 三井生命保険株式会社は、2019年4月1日付で大樹生命保険株式会社に商号変更をしています。
3. 当社は自己株式を9,453,051株保有しておりますが、上表からは除外しています。なお、取締役(社外取締役を除く)及び執行役員への株式報酬制度のために設定した株式交付信託に係る信託口が所有する株式992,715株は、自己株式には含まれておりません。
4. 出資比率は自己株式を控除して計算しています。

3 会社役員に関する事項

1. 取締役（2019年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当
取締役社長（※）	伊 藤 雅 彦	
専務取締役（※）	和 田 朗	コーポレートR&D部門、コーポレート生産部門
常務取締役	笹 川 明	自動車電装カンパニー
常務取締役	細 谷 英 行	エネルギー・情報通信カンパニー
常務取締役	北 島 武 明	コーポレート営業部門
常務取締役	滝 沢 功	コーポレートスタッフ部門（コーポレート企画室、法務室、人事部他）
常務取締役	伊 藤 哲	コーポレートスタッフ部門（経理部、監査部他）、不動産カンパニー
常務取締役	小 林 郁 夫	エレクトロニクスカンパニー
常務取締役	Joseph E. Gallagher	AFL Telecommunications LLC.社長
取締役 監査等委員（常勤）	小 田 康 之	
取締役 監査等委員（社外）	関 内 壯一郎	
取締役 監査等委員（社外）	下志万 正 明	
取締役 監査等委員（社外）	阿 部 謙一郎	
取締役 監査等委員（社外）	白 井 芳 夫	

(注) 1. ※印は代表取締役です。

2. 監査等委員会の活動の実効性を確保するため常勤の監査等委員を選定しています。

3. 取締役 監査等委員関内壯一郎氏、下志万正明氏、阿部謙一郎氏及び白井芳夫氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。

4. 取締役 監査等委員小田康之氏は、当社経理部門において長年の経験を積み、財務及び会計について相当程度の知見を有しています。

取締役 監査等委員下志万正明氏は、長年にわたって大手都市銀行で重要な地位にあった経験を持ち、財務・会計について相当程度の知見を有しています。

取締役 監査等委員阿部謙一郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務・会計について相当程度の知見を有しています。

5. 重要な兼職の状況は次のとおりです。
 常務取締役 Joseph E. Gallagher氏は、当社の子会社であるAFL Telecommunications LLC.、ATI International Investments Inc.、AFL IG LLC及びSofetek Hong Kong Limited各社の社長です。
 取締役 監査等委員関内壯一郎氏は東京有楽町法律事務所所属の弁護士です。
 取締役 監査等委員阿部謙一郎氏はソフトバンク株式会社の社外監査役です。
 取締役 監査等委員白井芳夫氏は日野自動車株式会社のシニアアドバイザー及びセイコーエプソン株式会社の社外取締役監査等委員です。当社とセイコーエプソン株式会社は、FPC、電子ワイヤ及び圧力センサの販売に関する取引があります。
6. 取締役 監査等委員関内壯一郎氏、下志万正明氏、阿部謙一郎氏及び白井芳夫氏は、東京証券取引所へ独立役員として届け出ています。
7. 取締役 長浜洋一氏、佐藤貴志氏は、2018年6月28日開催の第170期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
8. 2019年4月1日付で取締役の地位を変更し、以下のとおりとしました。

氏名	変更後	変更前
北島 武明	専務取締役	常務取締役
笹川 明	取締役	常務取締役

9. 執行役員は以下のとおりです。(2019年4月1日現在)

常務執行役員	佐藤武司	執行役員	佐藤公紀
常務執行役員	中山幸洋	執行役員	三戸雅隆
常務執行役員	稲葉雅人	執行役員	森本朋治
常務執行役員	西出研二	執行役員	田中大一郎
常務執行役員	原 良一	執行役員	植木重夫
常務執行役員	瀧村欣也	執行役員	武島利幸
常務執行役員	後藤秀雄	執行役員	横山典弘
常務執行役員	齊田 昭	執行役員	藤巻宗久
常務執行役員	関川茂夫	執行役員	新聞俊夫
常務執行役員	福原純二		
常務執行役員	植田広二		

2. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の規定する最低責任限度額としています。

3. 社外役員に関する事項

当社の社外取締役は関内壯一郎氏、下志万正明氏、阿部謙一郎氏及び白井芳夫氏です。

当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 監査等委員 関内 壯一郎	<p>当期中に20回開催された取締役会のすべてに出席し、また22回開催された監査等委員会のすべてに出席しています。取締役会には経営から独立した立場で審議に参加し、弁護士としての専門的見地と実務経験を生かし、趣旨や細目を確認するための質問等を行い、また、留意すべき事項等について意見を述べる等、必要に応じて適宜の発言を行っています。</p> <p>当社は、2018年8月31日付で品質不適切事案を公表いたしました。同氏は、問題の判明まで当該事実を認識しておりませんでした。当社の監査等委員である取締役として取締役会その他の場においてコンプライアンス遵守並びにコーポレートバナンスの構築及び運用について提言や、注意喚起を行ってまいりました。</p> <p>当該公表後、同氏は取締役会その他の場において、調査方法の適正性、妥当性及び原因究明並びに製品の安全性の検証や品質ガバナンス強化・組織体制の改革・企業風土改革を含む再発防止策に関し、弁護士としての専門知識と豊富な経験を活かし意見表明を行うなど、積極的に当該行為の是正・再発防止策の策定等に寄与しています。</p>
取締役 監査等委員 下志万 正明	<p>当期中に20回開催された取締役会のすべてに出席し、また22回開催された監査等委員会のすべてに出席しています。取締役会には経営から独立した立場で審議に参加し、長年にわたって大手都市銀行で枢要な地位にあった経験と識見を生かし、趣旨や細目を確認するための質問等を行い、また、留意すべき事項等について意見を述べる等、必要に応じて適宜の発言を行っています。</p> <p>当社は、2018年8月31日付で品質不適切事案を公表いたしました。同氏は、問題の判明まで当該事実を認識しておりませんでした。当社の監査等委員である取締役として取締役会その他の場においてコンプライアンス遵守並びにコーポレートバナンスの構築及び運用について提言や、注意喚起を行ってまいりました。</p> <p>当該公表後、同氏は取締役会その他の場において、調査方法の適正性、妥当性及び原因究明並びに製品の安全性の検証や品質ガバナンス強化・組織体制の改革・企業風土改革を含む再発防止策に関し、その豊富な経験と識見を活かし意見表明を行うなど、積極的に当該行為の是正・再発防止策の策定等に寄与しています。</p>
取締役 監査等委員 阿部 謙一郎	<p>当期中に20回開催された取締役会に18回出席し、また22回開催された監査等委員会に21回出席しています。取締役会には経営から独立した立場で審議及び議決に参加し、公認会計士としての専門的見地と実務経験を生かし、趣旨や細目を確認するための質問等を行い、また、留意すべき事項等について意見を述べる等、必要に応じて適宜の発言を行っています。</p> <p>当社は、2018年8月31日付で品質不適切事案を公表いたしました。同氏は、問題の判明まで当該事実を認識しておりませんでした。当社の監査等委員である取締役として取締役会その他の場においてコンプライアンス遵守並びにコーポレートバナンスの構築及び運用について提言や、注意喚起を行ってまいりました。</p> <p>当該公表後、同氏は取締役会その他の場において、調査方法の適正性、妥当性及び原因究明並びに製品の安全性の検証や品質ガバナンス強化・組織体制の改革・企業風土改革を含む再発防止策に関し、公認会計士としての専門知識と豊富な経験を活かし意見表明を行うなど、積極的に当該行為の是正・再発防止策の策定等に寄与しています。</p>

出席状況及び発言状況

取締役 監査等委員
白井 芳夫

当期中に20回開催された取締役会に19回出席し、また22回開催された監査等委員会のすべてに出席しています。取締役会には経営から独立した立場で審議に参加し、主に長年にわたる企業経営の豊富な経験と識見から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っています。

当社は、2018年8月31日付で品質不適切事案を公表いたしました。同氏は、問題の判明まで当該事実を認識しておりませんでした。当社の監査等委員である取締役として取締役会その他の場においてコンプライアンス遵守並びにコーポレートガバナンスの構築及び運用について提言や、注意喚起を行ってまいりました。

当該公表後、同氏は取締役会その他の場において、調査方法の適正性、妥当性及び原因究明並びに製品の安全性の検証や品質ガバナンス強化・組織体制の改革・企業風土改革を含む再発防止策に関し、その豊富な経験と識見を活かし意見表明を行うなど、積極的に当該行為の是正・再発防止策の策定等に寄与しています。

以上及び次の4.に掲げるほか、会社法施行規則第124条に定める社外役員に関する開示事項に該当するものではありません。

4. 取締役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支 給 額		合 計
		金銭報酬	株式報酬	
監査等委員でない取締役	11名	345百万円	62百万円	408百万円
監査等委員である取締役 (社外取締役を除く)	1名	25百万円	—	25百万円
監査等委員である取締役 (社外取締役)	4名	55百万円	—	55百万円

- (注) 1. 監査等委員でない取締役の報酬額は、第169期定時株主総会において年額600百万円以内と決議しています。
2. 第169期定時株主総会において監査等委員でない取締役に対する報酬として、金銭報酬とは別に取締役退任時に当社普通株式を交付する株式報酬制度の導入を決議しています。
なお、この報酬額は1事業年度につき120百万円以内かつ285千株以内と決議しています。
3. 監査等委員である取締役の報酬額は、第169期定時株主総会において年額100百万円以内（うち社外取締役分70百万円以内）と決議しています。
4. 当社には監査等委員でない取締役のうち、社外取締役はありません。

5. 取締役報酬の決定に関する方針の概要

当社は取扱製品が多様なだけでなく、グローバルに事業を展開しており、取締役の業務も高度で多岐にわたります。このため、取締役の報酬の水準はこれら業務に対応し得る優秀な人材にふさわしいレベルであることを基本とし、複数の調査機関による主に上場会社を対象とした調査結果を参考に、具体的には、以下の3つの区分で取締役の報酬を構成しています。客観的な指標と評価に基づくとともに、業績への連動性を強めた報酬制度を改めて定めたものです。

なお、報酬額の決定は取締役会の諮問機関である報酬諮問委員会（社外取締役過半数にて構成し、委員長は社外取締役とする。）の答申を経ることとしています。

① 「基本報酬」

取締役の監視・監督機能に相当する部分として、役位別の固定額とします。

② 「短期業績連動報酬」

全社業績又は管掌部門の業績に応じた役位別の基礎額を設定し、一定の指標（営業利益率、株主資本利益率（ROE）、投下資本利益率（ROIC））に基づき、当該基礎額の0%から200%の範囲で支給することとします。

③ 「株式報酬」

上記①及び②とは別に、取締役の報酬として当社普通株式を交付するものです。取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず、株価下落リスクをも負担し、株価の変動によるメリット及びリスクを株主の皆様と共有することで、企業価値の向上に貢献する意識を高めることを目的とするものです。

報酬全体に対して、業績や株価によって変動する報酬（短期業績連動報酬及び株式報酬）は最大で概ね4割強となる見込みです。

業務執行取締役以外の取締役の報酬は、その役割に鑑みて固定額である基本報酬のみとし、短期業績連動報酬及び株式報酬は支給しません。

ご参考

【報酬諮問委員会】

監査等委員でない取締役の報酬等の決定にあたっては、取締役会の諮問機関である報酬諮問委員会（人事担当取締役及び3名の社外取締役で構成し、委員長は社外取締役としています。）において、各取締役の業績評価、報酬水準の市場性、報酬体系及び具体的な報酬額について決定プロセスの公正性及び妥当性を検証することとしています。

監査等委員でない取締役の報酬については、報酬諮問委員会から公正かつ妥当である旨の答申を受けています。

【監査等委員でない取締役の報酬に関する監査等委員会意見】

監査等委員会としては、報酬諮問委員会に出席した監査等委員から報告を受け、協議いたしました。その結果、報酬諮問委員会における監査等委員でない取締役の報酬等の決定プロセスは適切であり、会社法の規定に基づき株主総会で陳述すべき特段の事項はないとの結論に至っています。

4 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

PWCあらた有限責任監査法人

2. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

3. 当社グループ全体での報酬額

	支払額
①当社の当期に係る会計監査人としての報酬等の額	97百万円
②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額（①の額を含む。）	163百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額はこれらの合計額で記載しています。
2. 重要な子会社であるAmerica Fujikura Ltd.、Fujikura Electronics (Thailand) Ltd.、藤倉電子(上海)有限公司、Fujikura Automotive Europe S.A.U.及びFujikura Automotive America LLCは当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。
3. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人及び社内関係部署からの必要書類の入手や報告の聴取を通じて、前事業年度の監査計画と実績の比較、当事業年度の監査項目別監査時間及び内容などを確認し、報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合、監査等委員全員の同意に基づき、解任する方針です。また当社の業容、連結グループを含む企業規模の変化、他の監査機関との円滑な提携等の観点から判断して当社の監査業務に重大な支障が生じまたはそのおそれがあると認めた場合、監査等委員会は「会計監査人の解任又は不再任」を株主総会に提案いたします。

5 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制についての決定内容

① 当社の経営体制及び内部統制システムの実施主体

【経営体制】

当社は監査等委員会設置会社であり、当社の取締役総数は14名、うち監査等委員でない取締役は9名（以下、「業務執行取締役」という）、監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という）は5名である。社外取締役は4名で全員が監査等委員である。

当社では、取締役会の決議により、業務執行取締役として取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。取締役社長は、取締役会議長であるとともに当社及び当社の子会社から成る企業集団全体（以下、「当社グループ」と総称し、各子会社を「グループ会社」という）についての最高経営責任者となる。取締役社長以外の業務執行取締役は、社内カンパニーとして組織された主要な事業分野の責任者またはカンパニー以外のコーポレート部門、研究開発部門等のカンパニー横断的な間接部門（以下、「コーポレート部門等」という）若しくはコーポレート部門等に属する組織を統括する責任者となる。さらに社内カンパニーに匹敵する規模の重要なグループ会社についても当社側の責任者に業務執行取締役を置く。

当社の経営は、上記の責任を分担する個々の業務執行取締役を最高経営責任者である取締役社長が統括する体制で執行される。

監査等委員会は1名の社内取締役と4名の社外取締役の合計5名で構成され、社内取締役は常勤である。監査等委員会の活動を補助する組織として、その指揮下に監査等委員会室を設ける。

【業務執行取締役による内部統制システムの構築及び監査等委員会による監査】

業務執行取締役はその所管するカンパニー及びコーポレート部門等並びにグループ会社について、以下2.及び3.に定める内部統制システムの遵守・実行の責任を負う。また、内部統制システムを決定する取締役会の一員である立場から、内部統制システムの適正性について責任を負う。

監査等委員会の監査は、業務執行取締役の職務の執行に係る内部統制システム（以下2.）の遵守及び実行の状況を確認・検証することによって行われる。監査等委員会はこのため、自ら当社及びグループ会社の状況を調査し、また、執行側から提供される情報の内容を確認・検証する。さらに必要に応じ、業務執行取締役をはじめとする執行の当事者に直接の説明を求める。以上と合わせ、内部統制システムを決定する取締役会の一員である立場から、内部統制システムの適正性について責任を負う。

② 会社法第399条の13第1項第1号ハの事項

【取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備】

(1) 会社法第399条の13第1項第1号ハの事項

【取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制】

当社の主要な意思決定は、取締役会と取締役会から権限を委譲された業務執行取締役によって行われる。取締役会については、審議事項の法令・定款への適合性を事前にコーポレート企画室や法務室が検証し、さらに取締役会では専門性を有する社外取締役（弁護士、公認会計士）が審議に加わって十分な確認が行われる。

「業務執行取締役の責任・権限規程」の定めに基づき業務執行取締役に権限委譲された決定事項は、専用のデータベースに登録され、関係するコーポレート部門及び監査等委員会室は内容の確認を行い、あるいは業務執行取締役に詳細を確認する等して法令・定款への適合性を確認する。さらに、監査等委員はデータベースに登録された情報を常に閲覧することができ、必要に応じて直接又は監査等委員会室を通じて内容・詳細の確認を行う。

業務執行取締役の管理下で遂行される日常的な業務については、各コーポレート部門が定める社内規程や教育、個別の指導等により適法性を確保するとともに、内部監査室による業務監査によって課題の抽出、対策の立案及びその実施確認が行われる。

適性に関して特に注意すべき事項は、定期的開催されるリスク管理委員会で共有が図られ、管理精度の向上等についてトップマネジメントの指示がなされる。

また、「内部通報制度運用規程」を定め公益通報制度を運用する。総務・広報部及び外部弁護士を通報窓口として設置するとともに、通報者に対する不利益取り扱いの禁止、匿名性の確保等を定めている。

会社法施行規則第110条の4第2項第1号から第5号について以下のとおりとする。

(2) 会社法施行規則第110条の4第2項第1号の事項

【取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制】

取締役会の報告・決定事項並びに業務執行取締役の決定事項に関して、報告・決定のため作成され会議等において共有された文書並びに報告・決定内容を記す議事録等の文書については、コーポレート企画室及び法務室が管理・保存し、関係先の照会に応ずる体制をとる。

経営執行会議、設備投資委員会、リスク管理委員会、カンパニー経営会議その他の重要な意思決定及び情報伝達を目的とする会議の配布・討議資料並びに議事録などの文書は、各会議の主管部門が自ら定める規律に従って一元的に保管管理し、必要に応じて社内関係先からの照会に応ずる体制をとる。

会議体によらない書面による意思決定に関しては、当該決定事項を所管する部門が、決定内容を記した文書の適宜の保管管理並びに社内関係先からの照会に応ずる体制をとる。

(3) 会社法施行規則第110条の4第2項第2号の事項

【損失の危険の管理に関する規程その他の体制】

当社が管理すべきリスク（グループ会社で生じたものを含む）を、事業機会に関連するリスク（『戦略リスク』）と事業活動の遂行に関連するリスク（『業務リスク』）に分類し、戦略リスクについては、意思決定を行う取締役会と業務執

行取締役がそれぞれ決定に至る検討過程でこれを管理する。他方、業務リスクについては、『フジクラ リスク管理規程』に基づき取締役社長を委員長とするリスク管理委員会が管理する。

重大な損失が発生又は発生が急迫している場合の危機管理は、上記リスク管理規程において、トップマネジメントへの情報の速やかな伝達と集中、対応組織の構築及び責任体制等を定める。

(4) 会社法施行規則第110条の4第2項第3号の事項

【取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制】

取締役社長を最高経営責任者とする執行の体制（上記1.【経営体制】参照）は、その効率的な運営のため、意思決定を取締役会及び業務執行取締役に配分する。

取締役会は、成長戦略の中核となる年度及び中期の経営計画や規模の大きなM&Aなどの重要な事項について、十分かつ充実した審議をもって決定することとし、このため、各カンパニーを統括する業務執行取締役だけでなく、多様な知見を持ち、かつ、客観性に優れた社外取締役で取締役会を構成する。

各カンパニーやコーポレート部門等を統括する業務執行取締役は、それら組織に専属する事項や比較的リスクの少ない事項について決定権限を持ち、迅速果断な意思決定により機動的で効率的な執行を行う。

(5) 会社法施行規則第110条の4第2項第4号の事項

【使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制】

当社従業員その他当社業務に従事する者の諸法令の遵守については、取締役社長が委員長を務めるリスク管理委員会が当社グループを統括し、課題の抽出や情報の共有化、コーポレート部門が企画する法令遵守のための教育その他の諸施策について、トップマネジメントとして方向付けを行う。

公益通報制度として、当社従業員その他当社業務に従事する者は、匿名性の確保及び通報者の不利益取り扱い禁止を定める「内部通報制度運用規程」に基づき、総務・広報部及び外部弁護士に対して通報を行うことができる。

(6) 会社法施行規則第110条の4第2項第5号イ、ロ、ハ、ニの事項

【企業集団における業務の適正を確保するための体制】

各グループ会社について、当社側の所管部門として会社ごとにカンパニー又はコーポレート部門等を定める。当該所管部門の責任者である業務執行取締役は、所管するグループ会社の経営全般について責任を負う。

カンパニーに匹敵する規模の一部のグループ会社については、カンパニー又はコーポレート部門に属さず、業務執行取締役が直轄する場合がある。

(イ) 子会社の取締役、業務を執行する社員等（以下、「取締役等」という）の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制

所管部門は、グループ会社からの報告を規律するものとしてカンパニー経営会議規程等を設け、グループ会社の経営成績については毎月、人事・組織、設備投資、製品品質その他の重要な事項については適時に報告を受ける。

(ロ) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各グループ会社は、自らリスク管理を行うことを基本としてリスク管理に関する規程を定める。所管部門は、所管するグループ会社で生じたリスクについて適時・適切に報告を受け、発生したリスクの対応につきグループ会社を支援・指導する体制を整備する。

(ハ) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、個々のグループ会社についてそれぞれの役割・機能を明確に定め、これらグループ会社を含めた企業集団として経営計画を策定する。定期的な実績報告や緊密な連携の下での予実管理等とともに、人事交流などを通じて意思疎通が綿密かつ円滑に行える体制とする。

(ニ) 子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

各グループ会社は法令遵守に関する責任者を置く。当該責任者は、法令遵守状況の当社への報告、当社が定める個別の法令遵守のための諸施策のグループ会社における実行等を行う。

各グループ会社は、その従業員等が当社の内部通報制度を利用し又は社外弁護士へ直接通報できる公益通報制度を整備する。

③ 会社法第399条の13第1項第1号(ロ)の事項

【監査等委員会の職務の執行のため必要なものとして法務省令で定める事項】

会社法施行規則第110条の4第1項第1号から第7号について以下のとおりとする。

(1) 会社法施行規則第110条の4第1項第1号、第2号及び第3号の事項

【当該株式会社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項】

【前号の取締役及び使用人の当該株式会社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項】

【当該株式会社の監査等委員からの第1号の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項】

コーポレート企画室及び法務室を所管する業務執行取締役（以下、「コーポレート担当取締役」という）は、監査等委員会がその職務の執行のため必要なものとして要求する体制の整備について責任を負い、合理的な理由なくこれを拒否することはできない。

また、コーポレート担当取締役は、監査等委員会の職務の執行を補助する組織として監査等委員会室を設置し（最低1名の専任者を配置する。）、当該委員会室を監査等委員会の指揮下に置き、監査等委員会から当該委員会室の権限・予算・要員等に関して要求があった場合、合理的な理由なくこれを拒否することはできない。

(2) 会社法施行規則第110条の4第1項第4号イの事項

【当該株式会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び会計参与並びに使用人が当該株式会社の監査等委員会

【に報告をするための体制】

業務執行取締役及び使用人は、法令又は定款に違反する会社の行為又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査等委員会に報告しなければならない。また、総務・広報部は、「リスク管理規程」に定める重大リスクに関する情報の伝達を受けたときは、速やかに監査等委員会へ報告しなければならない。

業務執行取締役が決定しようとする事項及びカンパニー経営会議で報告される事項は常に監査等委員会の閲覧に供されることとし、このため業務執行取締役は当該事項を所定のデータベースへ登録しなければならない。コーポレート企画室、法務室及び監査等委員会室は、協働して当該データベースに登録された情報を確認し、追加の情報収集などを行った上で必要に応じて監査等委員会へ報告し、(また、他のコーポレート部門と情報を共有し、)あるいは取締役会へ付議するなどの措置をとる。

監査等委員は、監査等委員会の職務の執行として何時でも社内の会議に陪席することができるほか、関係する書面や記録等を閲覧することができる。また、監査等委員会は必要と判断したときは何時でも、関係する業務執行取締役及び使用人に詳細を質問し、あるいは調査を求めることができ、業務執行取締役及び使用人はこれに応じなければならない。

(3) 会社法施行規則第110条の4第1項第4号口の事項

【当該株式会社の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けたものが当該株式会社の監査等委員会に報告をするための体制】

グループ会社の取締役、監査役及び使用人は当社あるいは当該グループ会社に法令又は定款に違反する行為又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、監査等委員会へ直ちに報告しなければならない。また、総務・広報部は、「リスク管理規程」に定める重大リスクに関する情報の伝達を受けたときは、速やかに監査等委員会へ報告しなければならない。

グループ会社について、これを所管する業務執行取締役は、当該グループ会社に対して上記の報告義務を徹底させなければならない。

監査部、その他のコーポレート部門及びカンパニー内の管理部門等は、グループ会社の行為に不正又は不適切な事実を発見したときは、直ちに監査等委員会へ報告しなければならない。

(4) 会社法施行規則第110条の4第1項第5号の事項

【前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制】

当社及びグループ会社は、前号イ、又はロ、の監査等委員会に対する報告を行った者に対し、報告を行ったことを理由として不利益な取扱いをしない。

(5) 会社法施行規則第110条の4第1項第6号の事項

【当該株式会社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項】

当社は、監査等委員会の年間の監査計画に基づき、それに要する費用につき予算措置を講じる。監査計画外の随時の活動に要する費用は、社外の専門家等の活用に必要なものを含め、監査等委員会の職務の執行として合理的である限りにおいてこの費用を支弁し、又は費用の支払いを当社に求めたときは、当社はこれを負担する。

(6) 会社法施行規則第110条の4第1項第7号の事項

【その他当該株式会社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制】

監査等委員会は、取締役社長を含め業務執行の責任を負う取締役又は執行役員その他の使用人を対象に、取締役会以外で意見交換や質問等の機会を求めることができ、この窓口となるコーポレート担当役員は、監査等委員会の請求の主旨を踏まえ、請求に応ずるため必要な調整を行う。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンス体制

当年度中にリスク管理委員会を7回開催いたしました。同委員会では、コンプライアンスに関する事項を含むグループ全社で対応すべきリスク及びカンパニー別の固有のリスクを、毎年作成するリスク管理計画書に基づき実績のフォロー等を行っています。また、個別の事案にかかる報告、再発防止策の確認、グループ会社を含めた情報共有や新たなリスクの認識・予防に関する討議等を行っています。

業務執行取締役に裁権を委譲された事項は、当該事項に係るコーポレート部門及び監査等委員会の活動を補助する組織である監査等委員会室が、法令・定款に適合していることを確認しています。また、業務執行取締役の管理下で遂行される日常的な業務については、内部監査部門、各コーポレート部門、カンパニー管理組織等が適法性・妥当性について管理を行ってきました。

上記運用を行っていましたが、自主点検を通して品質不適切事案を認識し、これを昨年8月に公表いたしました。公表後は当該品質不適切事案についてリスク管理委員会の下に社内調査及び対外対応のための体制を組織し、個別の指示、進捗管理、関係部門間の情報共有等を鋭意行い、当該事案の是正、お客様への説明及び再発防止策の策定等に努めてまいりました。

他方、監査等委員会は、執行部門から独立した機関として、リスク管理委員会とは別個にグループ全社のリスク管理状況について適宜監査を行っています。また、当社の内部統制システムの妥当性及び実効性についても監査を行っています。

監査等委員会による全体的な監査では、品質不適切事案を認識することはできませんでしたが、本件公表後は、監査等委員会として、取締役会における適時適切な状況報告を求めるとともに、適宜意見を述べるなど不適正行為の是正及び再発防止策の策定に積極的に関与してまいりました。

当社及びグループ会社は、それぞれ公益通報制度として内部通報制度を運用しています。内部通報制度では、社内外に受付窓口を設け、通報者の匿名性を確保し、通報者への不利益取り扱いが禁止されています。また、内部通報制度の運用状況はリスク管理委員会及び監査等委員会へ報告されています。

品質不適切事案の再発防止の一環として、内部通報制度の運用について国内外のグループ全体に対して改めて周知するとともに、利用しやすいものとするための変更を行っています。

② グループ会社の経営管理体制

各カンパニー又はコーポレート部門等は、その所管するグループ会社に対して「リスク管理規程の整備」、「法令遵守責任者の設置」、「内部通報制度の整備」を求め、国内のグループ会社はその整備を完了し、海外においても整備を進めています。また、各カンパニー等は、グループ会社を含めたカンパニー経営会議等を定期的に開催してグループ会社からの適時適切な報告体制を確保しつつ、効率的に事業運営を遂行しています。

品質不適切事案の公表後に外部法律事務所の協力を得て行った社内点検は、グループ会社を含む当社グループ全体において実施するとともに、リスク管理委員会による管理の下、各カンパニーが所管するグループ会社との連携を強化する中で、それぞれの事業実態に即した是正及び再発防止策の策定に努めてまいりました。また、お客様をはじめとした関係各位への対応についても当社からの指導や連携を強化して進めてまいりました。

③ 監査等委員会の実効性を確保する体制

監査等委員会の職務を補助する組織として、監査等委員会室を設けて専任者を配置しています。なお、監査等委員会室は業務執行側からの独立性を有し、監査等委員会から直接の指示・命令の下、監査等委員会の支援を行っています。

監査等委員は、社内会議への出席権限、業務執行取締役の決裁に係る事項を登録したデータベースへのアクセス権限を有し、必要に応じて調査等を実施しています。

また、会計監査人及び内部監査部門との間で四半期ごとに三様監査協議会を実施しています。同協議会では、内部統制システムの運用状況や監査の状況に関する情報共有、不正リスク低減に関する意見交換などを行って監査の実効性確保に努めています。

(注) 本事業報告の記載金額及び株式数等は、表示単位未満を切り捨てて表示しています。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	323,259
現金及び預金	36,794
受取手形及び売掛金	141,568
商品及び製品	43,844
仕掛品	36,176
原材料及び貯蔵品	37,833
その他	27,511
貸倒引当金	△469
固定資産	315,058
有形固定資産	231,825
建物及び構築物	92,881
機械装置及び運搬具	86,179
土地	15,244
リース資産	295
建設仮勘定	24,221
その他	13,002
無形固定資産	11,726
のれん	2,671
その他	9,054
投資その他の資産	71,506
投資有価証券	32,526
退職給付に係る資産	4,547
繰延税金資産	15,690
その他	18,989
貸倒引当金	△247
資産合計	638,318

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	259,174
支払手形及び買掛金	64,999
短期借入金	137,536
未払法人税等	2,126
債務保証損失引当金	3,019
品質不適合品関連損失引当金	1,514
その他の引当金	191
その他	49,786
固定負債	138,233
社債	20,000
長期借入金	95,968
その他の引当金	264
退職給付に係る負債	9,356
その他	12,643
負債合計	397,408
純資産の部	
株主資本	207,575
資本金	53,075
資本剰余金	29,571
利益剰余金	131,255
自己株式	△6,327
その他の包括利益累計額	9,089
その他有価証券評価差額金	4,753
繰延ヘッジ損益	△345
為替換算調整勘定	8,241
退職給付に係る調整累計額	△3,560
非支配株主持分	24,245
純資産合計	240,910
負債純資産合計	638,318

連結損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		710,778
売上原価		585,770
売上総利益		125,007
販売費及び一般管理費		97,328
営業利益		27,679
営業外収益		
受取利息	492	
受取配当金	1,266	
持分法による投資利益	1,237	
その他	1,411	4,407
営業外費用		
支払利息	3,807	
為替差損	2,428	
固定資産除却損	1,247	
その他	3,582	11,066
経常利益		21,020
特別利益		
投資有価証券売却益	3,327	
事業譲渡益	2,410	
その他	9	5,747
特別損失		
関係会社出資金評価損	8,872	
減損損失	1,784	
品質不適合品関連損失	1,752	
事業構造改善費用	1,747	
その他	2,102	16,260
税金等調整前当期純利益		10,507
法人税、住民税及び事業税	7,654	
法人税等調整額	△89	7,564
当期純利益		2,943
非支配株主に帰属する当期純利益		1,489
親会社株主に帰属する当期純利益		1,453

連結株主資本等変動計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	53,075	29,989	133,775	△6,388	210,452
当期変動額					
剰余金の配当			△4,009		△4,009
親会社株主に帰属する当期純利益			1,453		1,453
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分				62	62
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△415			△415
連結範囲の変動		△2	36		33
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					—
当期変動額合計	—	△418	△2,520	61	△2,876
当期末残高	53,075	29,571	131,255	△6,327	207,575

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非支配株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	8,380	170	5,519	△5,213	8,856	22,651	241,961
当期変動額							
剰余金の配当					—		△4,009
親会社株主に帰属する当期純利益					—		1,453
自己株式の取得					—		△0
自己株式の処分					—		62
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					—		△415
連結範囲の変動					—		33
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△3,627	△515	2,722	1,652	232	1,593	1,825
当期変動額合計	△3,627	△515	2,722	1,652	232	1,593	△1,051
当期末残高	4,753	△345	8,241	△3,560	9,089	24,245	240,910

計算書類

貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	128,329
現金及び預金	7,265
受取手形	1,028
売掛金	64,293
商品及び製品	4,508
仕掛品	12,570
原材料及び貯蔵品	2,682
未収入金	14,692
短期貸付金	19,109
その他	2,178
貸倒引当金	△1
固定資産	229,721
有形固定資産	94,414
建物	60,001
構築物	2,423
機械装置	15,694
土地	9,883
建設仮勘定	4,473
その他	1,938
無形固定資産	3,207
ソフトウェア	2,644
その他	563
投資その他の資産	132,098
投資有価証券	15,940
関係会社株式	85,739
関係会社出資金	17,895
長期貸付金	7,819
前払年金費用	7,877
繰延税金資産	8,728
その他	762
貸倒引当金	△7,982
投資損失引当金	△4,681
資産合計	358,050

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	154,587
支払手形	750
買掛金	32,448
短期借入金	73,112
未払費用	11,875
預り金	22,951
債務保証損失引当金	3,019
品質不適合品関連損失引当金	1,514
その他	8,914
固定負債	108,146
社債	20,000
長期借入金	79,588
長期預り敷金保証金	7,958
その他の引当金	227
その他	372
負債合計	262,733
純資産の部	
株主資本	90,955
資本金	53,075
資本剰余金	28,302
資本準備金	13,268
その他資本剰余金	15,033
利益剰余金	15,855
その他利益剰余金	15,855
固定資産圧縮積立金	954
繰越利益剰余金	14,901
自己株式	△6,278
評価・換算差額等	4,361
その他有価証券評価差額金	4,501
繰延ヘッジ損益	△139
純資産合計	95,317
負債純資産合計	358,050

損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		371,767
売上原価		340,051
売上総利益		31,716
販売費及び一般管理費		31,392
営業利益		323
営業外収益		
受取利息及び配当金	15,486	
その他	806	16,292
営業外費用		
支払利息	2,105	
社債利息	99	
為替差損	1,641	
貸倒引当金繰入額	1,201	
その他	3,150	8,197
経常利益		8,418
特別利益		
投資有価証券売却益	3,221	
その他	1	3,222
特別損失		
関係会社出資金評価損	9,117	
投資損失引当金繰入額	4,284	
品質不適合品関連損失	1,752	
その他	2,672	17,826
税引前当期純損失		△6,185
法人税、住民税及び事業税	140	
法人税等調整額	△1,525	△1,384
当期純損失		△4,801

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主資本等変動計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
				固定資産 圧縮積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	53,075	13,268	15,033	28,302	954	23,712	24,666
事業年度中の変動額							
剰余金の配当				—		△4,009	△4,009
固定資産圧縮積立金積立額				—	0	△0	—
当期純損失				—		△4,801	△4,801
自己株式の取得				—			—
自己株式の処分				—			—
株主資本以外の項目の事業年度中 の変動額(純額)				—			—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	0	△8,811	△8,811
当期末残高	53,075	13,268	15,033	28,302	954	14,901	15,855

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等 合計	
当期首残高	△6,339	99,705	7,928	235	8,163	107,868
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△4,009			—	△4,009
固定資産圧縮積立金積立額		—			—	—
当期純損失		△4,801			—	△4,801
自己株式の取得	△0	△0			—	△0
自己株式の処分	62	62			—	62
株主資本以外の項目の事業年度中 の変動額(純額)		—	△3,427	△374	△3,801	△3,801
事業年度中の変動額合計	61	△8,749	△3,427	△374	△3,801	△12,551
当期末残高	△6,278	90,955	4,501	△139	4,361	95,317

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月16日

株式会社フジクラ
取締役会 御 中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 岸 信 一 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 五 代 英 紀 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社フジクラの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フジクラ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月16日

株式会社フジクラ
取締役会 御 中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岸 信 一 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 五代 英 紀 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フジクラの2018年4月1日から2019年3月31日までの第171期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第171期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

なお、金融商品取引法における財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人PwCあらた有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載のとおり、当社グループにおいて品質に関する不適切行為が判明いたしました。本件につきましては、当社グループを挙げて再発防止に取り組むこととしております。監査等委員会として再発防止策が着実に実行されるよう継続的に注視してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月17日

株式会社フジクラ 監査等委員会

常勤監査等委員 小 田 康 之 ㊞

監査等委員 関 内 壯 一 郎 ㊞

監査等委員 下 志 万 正 明 ㊞

監査等委員 阿 部 謙 一 郎 ㊞

監査等委員 白 井 芳 夫 ㊞

(注) 監査等委員 関内壯一郎、下志万正明、阿部謙一郎及び白井芳夫は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上